

船舶事故調査報告書

令和3年8月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和2年12月2日 10時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市樺島 ^{かほ} 南西方沖 樺島灯台から真方位221° 22.4海里（M）付近 （概位 北緯32° 16.0′ 東経129° 29.4′）
事故の概要	漁船 ^{のぶえい} 信栄丸は、操業中、機関室から火災が発生した。 信栄丸は、機関室等に焼損を生じ、消火作業中に沈没した。
事故調査の経過	令和2年12月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 信栄丸、9.7トン KG2-2501（漁船登録番号）、個人所有 12.91m（Lr）×3.64m×1.23m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、平成2年2月28日 第295-47131号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年11月24日 免許証交付日 令和2年4月24日 （令和7年8月31日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室等に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員2人（以下「甲板員A」、「甲板員B」という。）が乗り組み、底びき網漁の目的で令和2年12月2日03時00分ごろ、鹿児島県阿久根市阿久根漁港倉津地区を出港し、07時00分ごろ樺島南西方沖の漁場に到着した。 船長は、3回目の投網中、操舵室で主機を中立運転としていたが、10時00分ごろ、煙突から黒煙が出ているのを目撃して、「エンジンを止めて」と言う甲板員Aの声を聞いて主機を停止した。 船長は、甲板員A及び甲板員Bと共に、煙突の右舷側のハッチから

	<p>機関室に黒煙が充満しているのを認め、数秒後に主機上部の左舷側付近に火炎を認めた。</p> <p>甲板員Aは、機関室後部の船員室に備えてあった持運び式消火器を取りに行こうとしたものの、同船員室に黒煙が充満していたので入ることが出来ず、消火活動ができなかった。</p> <p>船長は、消火活動を断念し、付近にいた僚船に無線で救助を依頼し、甲板員A及び甲板員Bと共に同船に移乗した後、所属の漁業協同組合を通じて118番通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇による消火作業中、12時45分ごろ沈没した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 事故発生時の本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、令和2年9月に本船を中古で購入し、本事故時までに約30日間使用していた。</p> <p>本船は、船体中央部付近に操舵室が、同室下方に機関室及び船員室が配置されていた。</p> <p>主機は、過給機空気冷却器付6シリンダ4サイクルのディーゼルエンジンで、機関室の後部寄りに据え付けられていた。</p> <p>発電機(40kVA)は、機関室の両舷前部にそれぞれ1台あり、主機出力軸前端部からクラッチ及びプーリを経てVベルトで駆動されるようになっていたが、本事故時、使用されていなかった。</p> <p>本船は、A重油を主機の燃料油としており、本事故当時、主機の両舷に設置された燃料タンクに合計約600ℓ入っていた。</p> <p>本船は、令和2年10月に日本小型船舶検査機構の定期検査を受けており、業者による絶縁抵抗の測定が行われた際には異常がなかった。</p> <p>船長は、出港前及び漁場に到着した際に機関室の点検を行ったが異常を認めず、本事故時、主機の警報装置が作動しなかった。</p> <p>本船は、消火設備として船員室に持運び式消火器が1本と機関室に自動拡散型消火器が設置されていたが、自動拡散型消火器は本事故発生時の作動状況が不明であった。</p> <p>なお、本船は火災探知器が設置されていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、樺島南西方沖で操業中、機関室から出火したものと推定される。</p> <p>本船は、乗組員が機関室の主機上部の左舷側付近に火炎を目撃したことから、出火して付近の可燃物に引火した後、延焼が進んで機関室</p>

	<p>全体の火災に至った可能性があると考えられるが、本船が沈没しており、火元や可燃物の特定、延焼の状況等を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、樺島南西方沖で操業中、機関室から出火したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関室に火災探知器を設置することが望ましい。 ・ 船員室に設置した消火器を使用できない場合に備えて、操舵室にも持運び式消火器を設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

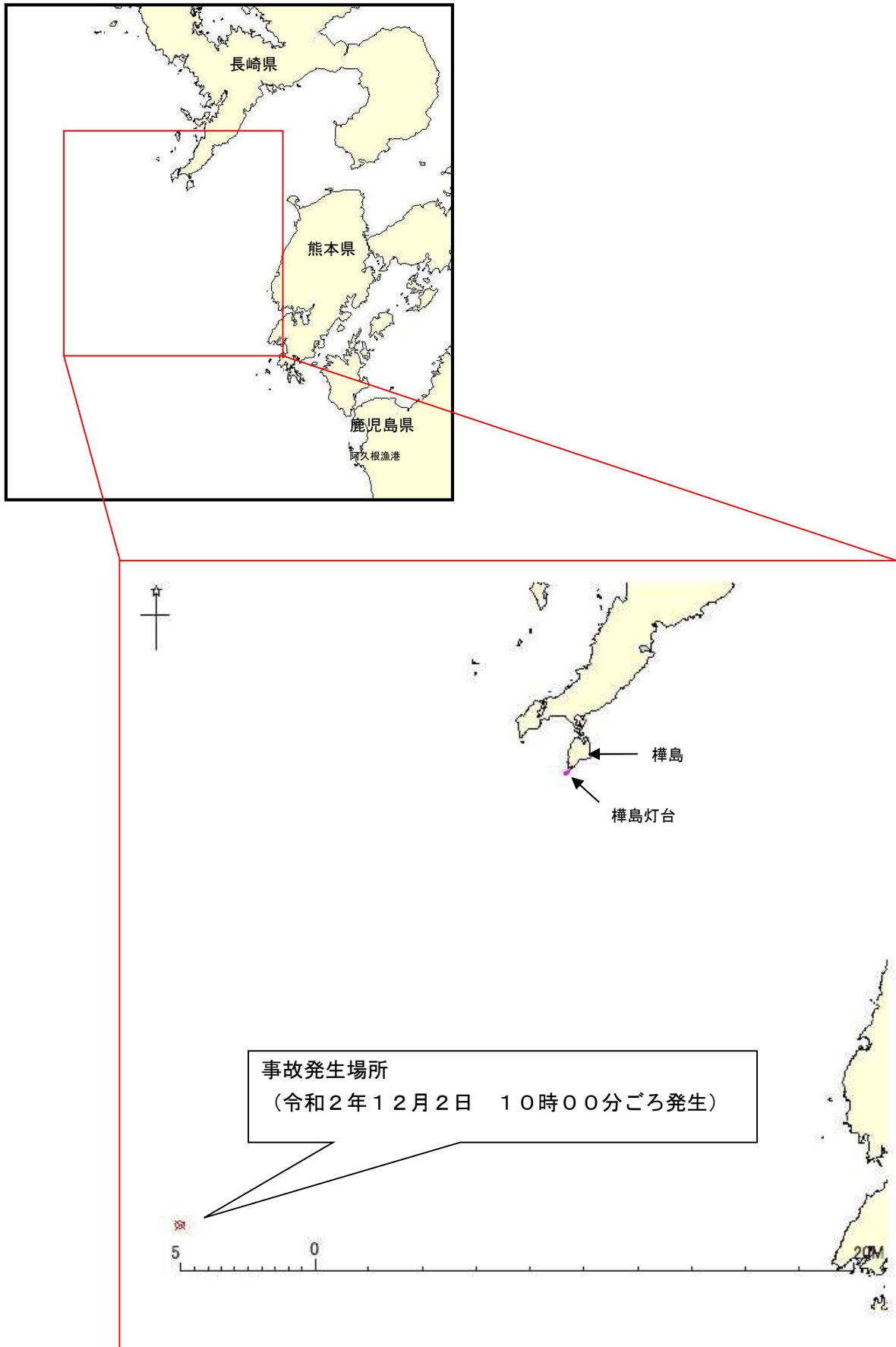


写真1 本船



写真2 事故発生時の本船

